

【政府への働きかけ】

GST課税問題への対処に向けた働きかけ(インド)

主催(共催): 在インド大使館
関連企業: JETRO(各インド事務所)、インド日本商工会

在インド大使館

【背景】

- インドでは、外国親会社がインド子会社に出向させた社員に対して支払った給与のうち、インド子会社から外国親会社に対して精算される対価にサービス税(GST(物品・サービス税)の前身)が課税され、令和4年の最高裁判決によって当該処分が支持された。
- 上記のような給与支払いや精算はグローバルでの出向実務において一般的であったが、上記最高裁判決においては、外国親会社が当該出向者の真の雇用者と認定され、課税相当との判断に至った。
- 当該最高裁判決をきっかけとして、同様の取引を行う外資系企業に対して大規模な税務調査が行われ、課税が過去5年に遡及したことから、関係企業は延滞税や罰金を含む多額の税負担を求められた。

【在外公館の対応】

- JETROニューデリー事務所及びインド日本商工会と連携して日系企業に対してアンケートを実施し、調査状況や課税に対する見解を把握・集約の上、中央政府に対して累次に及ぶ働きかけを実施して課税関係の明確化や延滞税等の負担への配慮を求めた。
- さらに、日系企業による投資が活発な州を中心として、GST法の改正等を審議するGST委員会のメンバーとなる州政府の担当官に対しても同様に働きかけを実施し、本件問題による日系企業の今後の投資に好ましくない影響が及ぶ点について理解を求めた。

【結果】

- 令和5年12月、インド財務省から通達が発出され、当該最高裁判決に依拠した課税を安易に行うことなく、事実関係を精査することが課税当局に求められた。
- 累次の働きかけの結果、令和6年7月、本件問題に好意的な影響を与える法改正が行われ、一定部分の延滞税等を免除する制度や実質的な税負担を軽減する取扱いが図られた。